

申請手数料

許可等に関する手数料は、越谷市手数料条例（平成12年条例第8号）の規定により次のとおりです。

1 宅地造成又は特定盛土等工事許可申請手数料

（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項）

| 盛土又は切土をする土地の面積 | 手数料額 |
|----------------------|----------|
| 500㎡未満 | 16,000円 |
| 500㎡以上 1,000㎡未満 | 27,000円 |
| 1,000㎡以上 2,000㎡未満 | 39,000円 |
| 2,000㎡以上 3,000㎡未満 | 57,000円 |
| 3,000㎡以上 5,000㎡未満 | 71,000円 |
| 5,000㎡以上 10,000㎡未満 | 95,000円 |
| 10,000㎡以上 20,000㎡未満 | 148,000円 |
| 20,000㎡以上 40,000㎡未満 | 230,000円 |
| 40,000㎡以上 70,000㎡未満 | 365,000円 |
| 70,000㎡以上 100,000㎡未満 | 524,000円 |
| 100,000㎡以上 | 682,000円 |

2 土石の堆積工事許可申請手数料

（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項）

| 土石の堆積を行う土地の面積 | 手数料額 |
|----------------------|----------|
| 500㎡未満 | 11,000円 |
| 500㎡以上 1,000㎡未満 | 14,000円 |
| 1,000㎡以上 2,000㎡未満 | 16,000円 |
| 2,000㎡以上 3,000㎡未満 | 21,000円 |
| 3,000㎡以上 5,000㎡未満 | 29,000円 |
| 5,000㎡以上 10,000㎡未満 | 33,000円 |
| 10,000㎡以上 20,000㎡未満 | 39,000円 |
| 20,000㎡以上 40,000㎡未満 | 54,000円 |
| 40,000㎡以上 70,000㎡未満 | 73,000円 |
| 70,000㎡以上 100,000㎡未満 | 110,000円 |
| 100,000㎡以上 | 134,000円 |

3 宅地造成又は特定盛土等工事変更許可申請手数料

(宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項)

次に掲げる額を合算した額(上限額 682,000円)

- (1) 工事に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土をする土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積)に応じ上記1に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- (2) 新たな盛土又は切土をする土地の編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ上記1に規定する額
- (3) その他の変更 10,000円

4 土石の堆積工事変更許可申請手数料

(宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項)

次に掲げる額を合算した額(上限額 134,000円)

- (1) 工事に関する設計の変更((2)のみに該当する場合を除く。)については、土石の堆積を行う土地の面積((2)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積)に応じ上記2に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- (2) 新たな土石の堆積を行う土地の編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ上記2に規定する額
- (3) その他の変更 10,000円

5 適合証明書の交付申請手数料

6,000円

(宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条)